

青森県立弘前高等学校部活動の指針

1 部活動に係る活動方針の策定にあたって

本校の部活動に係る活動方針は、青森県教育委員会が策定する「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」に基づき策定する。

2 目標

- (1) スポーツ・文化的活動を通して、体力の増進を図り豊かな人間性を育む。また他校や地域社会、異年齢と交流をすることで視野を広げ、礼節、協調性など社会人として必要な資質や態度の育成を図る。
- (2) 体力の向上や高い技術、技能の習得を目指す中で、忍耐力や向上心などを身に付け健全で逞しい精神を育む。

3 基本方針

- (1) 部及び同好会への加入は任意とし、入部及び退部に関しては当該顧問が管理する。
- (2) 顧問は、生徒が充実した学校生活を送ることができ、学業との両立ができるように配慮し、活動計画を作成する。
- (3) 顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画と実績を提出する。
- (4) 顧問は生徒の安全や健康に配慮し、指導する。
- (5) 顧問は生徒が自主的に活動し、効率的、効果的に取り組めるように指導・助言をする。
- (6) できるだけ顧問を複数配置し、顧問の負担軽減と生徒への多様な対応を可能にする。
- (7) 生徒が安心して活動できるよう、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (8) 顧問は、部活動の運営に当たって会計処理等を明確にし、保護者との連携を図る。
- (9) 部活動事故防止チェックリストを活用し、事故を未然に防ぐことに努める。

4 運営及び休養日等について

- (1) 学期中は、2日以上 of 休養日を設ける。(平日1日、週末1日とする。)週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- (3) 部の活動については、学業との両立を考え効率良く成果をあげられるよう努める。
- (4) 部活動の運営について、各部は毎年4月末までに年間活動計画を作成し提出する。

5 部費について

- (1) 各部の生徒徴収金については、その目的を明確にし、保護者の経済的負担が過大とならないようにする。
- (2) 各部は、生徒徴収金に係る出納簿及び決算書を作成し、校内監査を受ける。また、保護者に決算書を示す。